

更新版 IBA ビジネスと人権ガイダンスノート:

変化する環境下での弁護士役割

(仮訳)

国際法曹協会

(IBA: International Bar Association)

2023 年 11 月

※本文書は参考のための仮訳であり、IBA の公式文書ではありません。正確な内容は、英語の原文を確認してください。日本語訳にあたっては、高橋大祐（第一東京弁護士会会員、IBA ビジネスと人権委員会共同議長）が監訳に協力しました。

第1節 イントロダクション

1. 2016年、IBAは「ビジネス弁護士向けビジネスと人権に関する実践ガイド」を発行し、2011年の「ビジネスと人権に関する国連指導原則」(UNGPs)及び関連する基準の法律専門家に対する影響を評価した¹。

同ガイドは、UNGPsが広く浸透し、国家、企業、市民社会にとってその重要性が増していること、そして法律への組み込みが進んでいることを指摘した。また、UNGPsの法律実務に対する影響について論じた。さらに、これらの問題をさらに詳しく議論する参考付属資料が添付されていた。

2. UNGPsと法律専門家との関連性は、以下のような多くの要因によって証明されているように、急速に高まっている。例えば、人権デュー・ディリジェンスと報告義務を国内に課すのみならず域外企業にも適用する法律が制定されていること、国内外を問わずUNGPsと関連する基準に基づく注意義務と企業責任に関する法的な主張が行われていること、また、気候変動などの環境影響による深刻な人権侵害が認識されていることなどである。

3. 国家、投資家、金融機関、消費者、コミュニティ、市民社会は、企業の人権パフォーマンスをより一層評価するようになってきており、UNGPsを権威あるグローバル・スタンダードとしてより強く認識するようになってきている。

4. 本ガイダンスノートは、2016年版「実践ガイド」を基礎とし、その主要なポイントを簡潔に再述し、ビジネス弁護士にグローバルに関連する新たな動向と法律のスナップショットを提供するものである。

第2節 ビジネスと人権に関する国連指導原則 (UNGPs)

5. 2005年、当時の国連事務総長コフィ・アナンは、ハーバード・ケネディ・スクールのジョン・ラギー教授をビジネスと人権に関する特別代表(SRSG)に任命した。彼は、ラギー教授に、国家と企業がそれぞれ人権に関して負う義務と責任を明確にする枠組みを策定する任務を依頼した。

6. その結果、6年間にわたる様々なステークホルダーによる協議、調査、パイロット・プロジェクトを経て、国連人権理事会は、全会一致で、SRSGのUNGPsで承認した²。UNGPsは、2008年に理事会が承認したSRSGの「保護、尊重、救済の枠組み」を実施するものである。この枠組みの下で、UNGPsは、人権を保護する国家の義務(第一の柱)、人権を尊重

する企業の責任（第二の柱）、ステークホルダーによる救済へのアクセス拡大の必要性（第三の柱）を明示している。

7. 第一の柱において、人権を保護する国家の義務は、国際法によって課された法的義務である。それは、政策、規制、司法手続を通じて、人権侵害を防止し、調査し、処罰し、救済することによって果たされる（UNGP 1）。

8. 第二の柱において、すべての企業は、規模、業種、事業状況、所有形態及び組織構造に関わらず、その事業とバリューチェーンにおいて人権を尊重する責任を負う（UNGP 14）。これは、企業が、人権を尊重することを公にコミットし、そのコミットメントをガバナンス、経営層、企業文化に根付かせ、人権デュー・ディリジェンスを実施し、自社が関与している又は関与している可能性のある人権への負の影響を特定、防止、軽減する必要があることを意味する。人権デュー・ディリジェンスとは、企業が潜在的及び実際の人権影響を特定し、統合的な方法で対応し、そのパフォーマンスをモニタリングし報告する、ステークホルダー中心の継続的なプロセスである。

9. 第3の柱において、国家は人権侵害を救済する第一義的な義務を負うが、企業も、負の影響を引き起こした又は助長した場合、正当な手続を通じて、救済を提供する又は救済に協力することが期待されている（UNGP 22）。そのためには、企業自身又は他者との協力による、救済への積極的な関与が必要である。救済には様々な形があり、司法的なものもあれば非司法的なものもある。企業は、早期に問題に対処できるよう、コミュニティや個人のための実効的な事業レベルの苦情処理メカニズムに参加することが期待される。

10. UNGPs は、ソフトローであるが、人権に対する企業と国家の役割に関する、認知された権威あるグローバル・スタンダードとして認められている。人権を尊重する企業の責任は、条約、協定、その他の国際基準に示された国際的に認められた人権に由来する（UNGP 12）。以下に述べるように、国際的に認められた人権は、拘束力のある法律に影響を与えたり、反映されたりしている。

11. UNGPs は生きた文書であり、国家、企業、市民社会による反復を通じてダイナミックな変化を引き起こすことを意図している。UNGP の解釈と適用は、時間の経過と共に、国際人権基準の進化と明確化を反映するものでなければならない。例えば、国連総会は、2022年7月、クリーンで健康、かつ持続可能な環境に対する人権を認める決議を賛成多数で採択したところ、その人権侵害は、他の多くの人権の享有も妨げるものである³。企業が関係している気候変動、汚染、生物多様性の喪失による深刻なグローバルな人権への影響は、その顕著な例である。国連総会の議決は、それ自体に法的拘束力はないかもしれないが、

UNGP12 の注釈の下で、人権を尊重する企業の責任を果たすために特に注意を要する「追加的な基準」であると評価できる。

12. UNGPs の承認以来、UNGP、特に人権を尊重する企業の責任は、法令、規制、司法及び準司法手続における企業の注意義務の明確化、企業責任、マルチステークホルダー規範、投資家や銀行の意思決定、主要企業の慣行や方針、市民社会の擁護活動により一層反映され、組み込まれるようになってきている。このような文脈では、それらは、ハードロー上の義務になっている。

13. 2011 年以降、各国政府は、UNGP を実施する計画の概要を示す国別行動計画 (NAPs) を公表することで、企業の自主的な行動を促してきた。本執筆時点で、世界の約 40 カ国が NAP を発行しており、直近ではウガンダ、ケニア、日本が NAP を発行している。

14. UNGPs の理解が成熟するにつれ、一部の国は、不遵守に対する制裁とステークホルダーに対する救済を伴う人権デュー・ディリジェンスを義務付ける法律を制定した。フランスは 2017 年に法律を導入し、続いてドイツとノルウェーは 2021 年に、スイスは 2023 年に発効した。フランス注意義務法は、立法段階のコメントの中で UNGPs に言及し、環境リスクを含む人々に対するすべてのリスクを特定し、環境破壊を含む最も深刻なリスクを防止するための措置を明確に盛り込んでいる。同様のデュー・ディリジェンス義務化の立法案は、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ベルギー、オランダ、英国、そして最も重要な点として EU で審議中である。本更新版の執筆時点では、企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス (CSDDD) に関する EU 指令案が、人権・環境デュー・ディリジェンスの義務化を提案している。この指令は、EU 企業だけでなく、EU 単一市場での年間売上高が一定の基準を超える非 EU 企業にも適用される⁴。さらに、2023 年 1 月 5 日には、企業の社会・環境報告に関するルールを近代化し強化する、企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) が発効した⁵。CSRD に従い、欧州委員会は 2023 年 7 月 31 日に欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) を提出した。

ESRS が承認されれば、対象企業は、自社の労働者、バリューチェーンの労働者、影響を受ける地域社会、消費者やエンドユーザーを含む、環境や人々への影響を重要なものとして考慮することが求められる。

15. これとは別に、現代奴隷に関する報告規制、マグニツキー法、強制労働や児童労働で製造された輸入品の税関による差し押さえや禁止など、人権侵害に関する国内法も登場している。

16. こうした動きは、他国における同様の指針や法律の相互影響を生じさせている。例えば、

日本は、2022 年後半に、人権デュー・ディリジェンスに関する自主的なガイドラインを発表し、欧州で導入されつつあるデュー・ディリジェンス法やグローバルな強制労働法を引用して、企業が人権を尊重する必要性を強調した。

17. 最後に、企業が人権を尊重することを公にコミットすると、企業はバリューチェーンのメンバーにも同じことを期待し、UNGP 関連の人権パフォーマンス基準を契約・合意に組み込む。これにより、バイヤーとサプライヤーのネットワークの中で、人権に関する私的な商取引法が発展している。

第3節 救済へのアクセス

18. **司法判断**。多くの裁判所が、ビジネスに関連した人権侵害から人々やコミュニティを保護する国家の義務を認め、UNGPs の下で人権を尊重する企業の責任を肯定する判決を下している。例えば、網羅的ではないが、以下のようなものがある⁶：

a. [SERAP v. Nigeria](#):⁷ 2012 年、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 司法裁判所は、ナイジェリア国家には「事態を引き起こした者の責任を追及し、被害者に十分な補償が提供されることを確保することによって」油流出事態を「防止又は対処」する義務があるとした。

b. [Vedanta Resources Plc v. Lungowe; Okpabi & others v. Shell](#):⁸ 2019 年及び 2021 年、英国最高裁判所は 2 つの画期的な判決を下し、親会社は外国子会社が引き起こした環境損害や人権侵害に関して、請求者に対して注意義務を負う可能性があること示した。これは、少なくとも親会社の子企業の行動を監督することを約束し、子会社が親会社の方針を実施するよう積極的な措置を取っていたにもかかわらず、被害を防止するための積極的な措置を取らなかった場合においてである。

c. [Nevsun Resources Ltd v Araya](#):⁹ 2020 年、カナダ最高裁判所は、人道に対する罪、強制労働、拷問の禁止を含む国際慣習法はカナダ法の一部であり、カナダ企業は海外事業の結果としてこれらの基準に違反する責任を負う可能性があることを認めた。

d. [Miskito Divers \(Lemoth Morris et al.\) v. Honduras](#):¹⁰ 2021 年、米州人権裁判所は、UNGPs の基本概念に沿った事業規制を行う義務を国家に課すことを支持する判決を下した。

e. [In re University of Stellenbosch Legal Aid Clinic, et al \(2015\)](#):¹¹ 2015 年、南アフリカ高等裁判所は、UNGPs を根拠として、国家は、企業による人権侵害を防止し、救済へのアクセスを軽減しなければならないと判示した。その上で、同裁判所は、小口金融業者の法律顧問によって考案された、何万人もの貧しい借り手のための適正手続を否定する、略奪的で不公正かつ欺瞞的な債権回収慣行を実施する、南アフリカの債権回収法の執行を拒否した。上

告審において、南アフリカ最高裁は、貸金業者が法律の解釈を誤り、適用を誤ったことを理由に、この法律は違憲ではないと結論づけた。

f. [Oguru et al v Shell](#):¹² 2021年、ハーグの控訴裁判所は、上記の Vedanta 判決を引用し、アフリカの子会社が引き起こした石油流出についてオランダ企業の責任を認めた。控訴審が係属中である。

g. [Milieudefensie v Shell](#):¹³ 2021年、ハーグ地方裁判所は、オランダ民法典の社会的行為に関する不文律を適用し、UNGP やその他のソフトロー・ハードローの規範を用いて企業の注意義務を定義した上で、石油会社に CO2 排出量の削減を命じた。控訴審が係属中である。

19. **進行中の裁判上の請求。** UNGP を参照し、人権侵害の救済を求める人々やコミュニティによる裁判上の請求は、様々な法域で係争中である。例えば、以下のようなものがある：

a. 2020年、鉛鉱山の影響を受けたとされるザンビアのコミュニティを代表して、南アフリカの鉱山会社に対する集団訴訟がヨハネスブルグ高等裁判所に提起された¹⁴。

b. 2023年、気候変動による海面上昇と氷河湖からの洪水の脅威にさらされているインドネシアの島の住民が、ドイツの電力供給会社に対してドイツで損害賠償請求訴訟を提起したことに続いて、スイスでスイス企業を提訴した¹⁵。

c. フランスでは、フランス注意義務法に基づいて、採掘、農業関連ビジネス、エネルギー、銀行セクターの多国籍企業による、環境被害を含む人権侵害の疑いに関して、フランス国外で発生した被害も含め、複数の訴訟が係争中である¹⁶。

d. 2015年にブラジルで発生したダム決壊（一般に「マリアナダム決壊」と呼ばれる）に関する裁判が、いくつかの欧州の法域（英国、ドイツを含む）で係属中である。

e. アパレル部門の多国籍企業は、強制労働に加担した疑いで、複数の国で刑事捜査を受けている。

f. 繊維産業で働く労働者を代表するバングラデシュの組合が、工場の安全監視を怠ったとして、ドイツ・デュール・ディリジェンス法に基づき、多国籍企業数社を提訴した。

20. **非司法的苦情処理メカニズム。** UNGP は非司法的な苦情処理メカニズムによる救済も考慮している。非司法的苦情処理メカニズムは、正当で、アクセス可能で、予測可能で、衡平で、透明性があり、権利に適合し、継続的な学習源である必要があり、また事業レベルの苦情処理メカニズムの場合は、エンゲージメントと対話に基づくものである必要がある（UNGP 31）。

21. **仲裁。** 2013年にバングラデシュのラナプラザ縫製工場が崩壊した後、ブランド企業と労働組合は、工場の安境を改善するために、現在「International Accord（国際協定）」として知られる共同合意を締結した。この協定は、紛争に関して拘束力のある仲裁を規定してい

る。少なくとも2件の仲裁が開始され、ハーグの常設仲裁裁判所が管轄した。通常、商事仲裁はUNGP31の非司法的苦情処理メカニズムの実効性の基準をまだ満たしていない。しかし、国際的な法律専門家からなるグループは、これらの基準を満たし、ビジネスと人権に関する紛争解決における仲裁の利用を促進することを目的として、2019年に「ビジネスと人権に関するハーグ仲裁規則」を発表した¹⁷。

22. **二国間投資協定に関する紛争。**特にインフラ、開発、鉱業分野における外国投資家とホスト国との二国間条約紛争に起因する国際仲裁においても、UNGPsの注目は高まっている。[Urbaser v Argentina and David Aven et al v Costa Rica](#)参照¹⁸。国際仲裁人は、外国人投資家の権利保護と人権保護の必要性のバランスを取るために、必要性・均衡性の原則を適用する傾向にある。また、新たな二国間投資協定も起草されている。例えば、2022年7月、アフリカ仲裁アカデミーは、Ubuntuの原則に基づき、持続可能な投資を促進し、地域的・文化的感受性のバランスを図るため、アフリカ諸国のための二国間投資協定のモデルを発表した¹⁹。

23. **OECD 各国連絡窓口 (NCPs)。**企業とステークホルダーは、ビジネスと人権に関する紛争を解決するために、非拘束的で非司法的なOECDのNCP紛争メカニズムを利用してきた。2023年に改訂されたOECD責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針は、UNGPsの人権デュー・ディリジェンス・プロセスを踏襲している²⁰。この指針は自主的なものだが、広く遵守されている。企業がOECD指針を遵守していない場合、OECD指針を受け入れている(現在)51カ国のNCPに苦情を申し立てることができる。苦情は、多くの場合に、調停、和解、企業のコンプライアンスに関する声明、NCPによる勧告のモニタリングにつながる。

24. **国連人権理事会の特別手続。**国連特別手続は、独立した人権専門家であり、テーマ別又は国別の手続から人権に関する助言を報告することを任務としている。2023年6月、国連ビジネスと人権作業部会、クリーンで健康的かつ持続可能な環境に関する人権義務に関する特別報告者、及び安全な飲料水と衛生に関する人権に関する特別報告者は、国営石油会社に対し、化石燃料の増産に向けた取組が国際法上の義務及び温室効果ガス排出を除去するためのパリ協定の下での約束を果たすという、政府のコミットメントを阻害しているという疑惑に回答するよう求める書簡を送った²¹。

第4節 この急速に変化する環境は弁護士の役割にどのような影響を与えるか？

25. 法律はダイナミックなものであり、今日は単に非倫理的とみなされることでも、明日は

違法となる可能性がある。これは特にビジネスと人権の文脈で当てはまる。企業が人権リスクの特定と管理を重要な戦略目標とみなすようになるにつれ、企業は弁護士に対し、技術的な法律の専門家としてだけでなく、人権に関するハードローとソフトローに基づき、人権への影響を特定し助言する賢明な相談役としての役割も期待するようになってきている。

26. 人権への影響を考慮せず、現行法への技術的な遵守のみを根拠とする助言は、残念ながら、人権侵害に関連するビジネスリスクの全体像をクライアントにとって不明瞭にする可能性がある。こうしたリスクには、風評被害、機会損失、資本市場へのアクセス低下、遅延コスト、高利又は割高な負債、経営層の注意懈怠、人材の雇用・維持能力の低下などが含まれる。

27. その結果、企業は、他の法律業務分野との関連で生じるビジネスや人権に関する問題について、弁護士に法的助言やサービスを求めることが増えている。例えば²²

- **人権デュー・ディリジェンス義務化法のコンプライアンス**。上述したように、国家が人権デュー・ディリジェンス法を制定する傾向が強まるにつれ、企業はこれらの法律のコンプライアンスを確保するための適切な方針、プロセス、手続きを確立し、実施することが求められるようになる。弁護士は、このような問題について企業に助言を与える上で重要な役割を果たすことになる。

- **刑法**。UNGP23(c)及びそれに付属する解説は、企業は重大な人権侵害に関与するリスクを、人権に関するハードローとソフトローに基づき、法令遵守の問題として扱うべきであると規定している。

- **環境法**。環境被害、気候変動、汚染、生物多様性の喪失が人権に深刻な影響を与える可能性があることを認識することは、環境法の実務を根本的に変えることになる。環境デュー・ディリジェンスとは異なり、人権デュー・ディリジェンスは環境規制の技術的遵守に限定されるものではなく、その代わりに社会的に脆弱な立場の人々や地域社会の権利の尊重に重点を置くものである。

- **コーポレート・ガバナンス**。人権デュー・ディリジェンスを実効的なものとするためには、人権デュー・ディリジェンスが法律で義務付けられていない場合であっても、人権デュー・ディリジェンスを企業のコーポレート・ガバナンスに組み込む必要がある。弁護士は、適切な内部ガバナンス構造と企業のリスク管理、方針、プロセス、手続きについて助言することによって、企業の取組を支援することができる。

- **合併・買収 (M&A)**。UNGP17 は、特に企業が被買収企業の人権リスクを継承する可能性がある場合、人権デュー・ディリジェンスを取引関係のできるだけ早い段階で実施すべきであると規定している。M&A の弁護士は、人権や環境に関するリスクがプロセスの早い段階で特定され、対処されるようにする上で重要な役割を果たしている。

- **金融**。UNGP の下では、金融機関は自らが引き起こした又は助長した人権侵害について

責任を問われる可能性がある。金融機関や投資銀行を代理する弁護士は、依頼者が、企業として、自らが行う融資や投資やその借り手や株主の行動などにおいて、人権を尊重する責任を負っていることを理解すべきである。この責任の基本は、人権デュー・ディリジェンスを実施する必要性にある。

- **契約。** 弁護士は、契約の組成、起草、執行において中心的な役割を果たす。契約は、企業がバイヤーとサプライヤーの双方に人権パフォーマンスを向上させるインセンティブを与えることができる、重要な影響力の源泉である。
- **紛争解決。** 弁護士は、企業が考え得るあらゆる性質の紛争を管理・解決することを支援する。これらの紛争は、裁判所、行政機関、立法府による調査、仲裁パネル、OECD・NCP 手続のような非司法的な苦情処理メカニズム、さらには一般的なものから特定の状況に適用される協働のマルチステークホルダーによる苦情処理メカニズム（UNGPにに基づく事業レベルの苦情処理メカニズムを含む）など、さまざまな手続で対処することができる。
- **競争法。** 人権に関する目標に取り組むにあたり、企業は、たとえその部門における人権パフォーマンスを向上させることを意図していたとしても、競合企業間の特定の協力関係が競争上の懸念を引き起こす可能性があることに留意すべきである。一方、オーストラリア、英国、EU の競争・消費者規制当局は、気候変動や持続可能性に関連する行為に適用除外を認める措置をとっており、独占禁止法上の懸念は不要となっている。
- **報告・開示。** 弁護士は、人権侵害に関与するリスクについて、企業がステークホルダーに報告する内容を決定する上で、重要な役割を担っている。人権リスクに関する報告は、企業の人権デュー・ディリジェンスにおいて不可欠なものであり、特定の社会的に脆弱な立場の人々やコミュニティの人権を侵害するリスクを適切に反映したものでなければならない。環境・社会・ガバナンス（ESG）要素を投資判断に考慮している企業によって、数兆米ドルの資産が投資されている。「S」、すなわち社会的影響の要素には人権への影響も含まれるが、何を報告すべきか、また人権リスクに対する企業の特定と対応の結果を正確に反映すべきかどうかについては、今日まで混乱が続いている。より明確になるまで、ESG 報告は企業の人権デュー・ディリジェンスの責任を満たすのに十分であるとみなすべきではない。

28. 上記の分野は単なる例示に過ぎない。労働・雇用問題、政府関係、租税法、知的財産権、鉱業法、保険、破産法、その他多くの法律実務分野の中でも、ビジネスと人権に関する懸念や影響が高まっている。

第 5 節 UNGPs が法律サービスへのアクセス権又は弁護士の職業上の義務にもたらす課題は何か？

29. いくつかの法域における法律専門家を規制するルールや、「弁護士の役割に関する国連

基本原則」(UNBPRL)の下では、弁護士は「司法運営に不可欠な代理人」であり、法の支配を確立し、より広範な正義の利益を促進する上で基本的な役割を果たしている。

30. 企業による法令の遵守は、UNGPのすべての柱の基本的要件である。弁護士と法的サービスへのアクセスは基本的権利であり、法の支配と適正手続の不可欠な要素である。実際、UNGPの第3の柱は、特に社会的に脆弱な人々がその人権を守るための十分な弁護人へのアクセスを欠いているという残念な事実を反映している。たとえ依頼者、又は依頼者の主張や信念が非常に不評であっても、法律専門家にアクセスする権利を損なうことはできない。これは、個人や企業を含むあらゆる性質の依頼人に適用される。企業を含むすべての個人と団体は、人権問題に関する主張を評価し、それに対応するために、法的助言と代理を求める権利を有する。UNGPは、法的代理を求める権利を損なうものではない。

31. UNBPRL18の下、弁護士は、独立性を持って行動することが認められなければならない。弁護士は依頼者や依頼者の見解と同一視されてはならない。独立性はまた、依頼者が知りたくないリスクも含め、偏りのない助言を依頼者に提供することも意味する。

32. UNGPは、法律と職業基準の範囲内で企業依頼者の最善の利益のために行動する義務を含む、弁護士の職業上の責任を軽減するものではない。また、この責任には、人権や環境への影響に依頼者が関与することによる依頼者自身や社会へのリスクを特定し、それに対処するための助言を行うことも含まれる。この責務は、弁護士と依頼者の関係の外部にある期待や圧力にかかわらず、職業上及び法律上の責任を遵守することを条件として果たすべきである。

第6節 UNGPは法律事務所にとって何を意味するのか？

33. 法律事務所は事業体として、人権を尊重する独自の責任を負っている。この責任は、「その規模、業種、事業状況、所有形態及び組織構造に関わらず」(UNGP14)企業に適用される。法律事務所も、特有の職務上の義務に服しつつも、その対象に含まれる。法律事務所は、依頼者が人権侵害に関係していることを特定し、予防し、軽減し、適切な場合には是正するという、持続可能なビジネス上の利益を満たすことができるような助言とサービスを提供することができる。このような助言サービスを提供できることは、法律事務所にとって大きなビジネスチャンスとなる。

34. 法律事務所は依頼者のバリューチェーンの一部である。依頼者が独自のビジネスと人権に関するガバナンス、方針、プロセスを実施するにつれ、依頼者はより一層、法律事務所

対しても人権を尊重し、法律サービスに関連する可能性のある人権リスクを特定し対処できることを示すことを期待するようになるだろう。大規模な法律事務所では、現代奴隷に関する法規制（オーストラリアや英国など）の下で、すでにそのバリューチェーンについて報告し、実施した措置とその実効性を詳述している。

35. 同時に、法律事務所は依頼者の人権侵害を可能にするリスクに直面している。例えば、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、最近、人権擁護者やジャーナリストに対する SLAPP（市民参加を妨害するための戦略訴訟）の利用が企業によって拡大していると批判した。SLAPP は、企業の活動に対する公的な反対や批判を威嚇し、黙らせることを唯一の目的又は主な目的として、負担が大きく費用のかかる訴訟で市民社会の活動家を圧倒することにより、提訴されるものである²⁴。

36. もう一つの例は、独裁者によって盗まれた国富の資金洗浄、違法な武器販売、人身売買、戦争犯罪、その他の人権侵害などに従事する企業の資金調達など、人権を侵害する活動に実質的所有者が関与していることを隠蔽することを可能にするために設計された匿名のシェル・カンパニーの設立である。

37. このような行為は、特定の法域では合法であるかもしれない。しかし、UNGP23(b)は、国内法と国際人権基準との間に矛盾がある場合、企業（及び法律事務所は、人権を尊重する責任を負う事業者であるため）は、「国際的に認められた人権の原則を尊重する方法を模索」すべきであると規定している。先に言及した UNGP23(c)は、企業が「どこで活動しようとも、重大な人権侵害を引き起こしたり、助長したりするリスクを法令遵守の問題としてとらえる」ことを求めている。このようなコンプライアンスリスクを考慮すれば、法律事務所は、法律サービスがそのような人権侵害を引き起こしたり、助長したり、又は直接的に関連する可能性がある場合には、依頼者との間で、弁護士・依頼者関係を開始しない、又は終了させるという選択が可能であり、また、そのような選択をしている法律事務所もある。

38. 根本的なレベルでは、法律事務所は、依頼者との関係の開始時及びその最中に、法律事務所及び依頼者が人権侵害に関与するリスクを評価し、法律事務所の対応を管理するために、以下のような質問を検討する用意があるべきである。

- 影響を受けるステークホルダーは誰か？
- ステークホルダーの観点から見た被害の深刻度はどの程度か？
- 依頼者の事業、バリューチェーン、経営システム、ビジネスモデルの文脈に基づく潜在的な影響の可能性はどの程度か、また同様に、依頼者の行為と可能性が高い被害との間にはどのような関係があるのか？
- そのような被害を防止又は軽減するために、法律事務所は合理的にどのような手段を講じ

ることができるのか²⁴？

39. 人権問題について依頼者に適切な助言とサービスを提供するために、法律事務所は、ビジネスと人権に関するソフト・ハード両面の法律について助言する十分な能力と専門知識を有するか、又は向上すべきである。このことは、事務所内外のビジネスと人権の専門家に二重の役割があることを示唆している。一つは、依頼者に対して人権に関する明確な助言やサービスを提供することである。もう一つの役割は、そのような助言を直接行っていない者が、税務、破産、取引、訴訟等の各自の業務分野の人権への影響を理解し、業務分野横断的に共有される学びから利益を得るために、社内外のリソースへの十分なアクセスを確保することである。

第7節 結論

40. UNGPs の作成者である故ジョン・ラギー教授は、UNGPs を静的な文書とは考えていなかった。むしろ彼は、UNGPs が「国家、企業、市民社会という3つのグローバル・ガバナンス・システム間の相互作用の反復的なプロセスを引き起こし、時間の経過とともに累積的な変化を生み出す」²⁵ことを期待していた。これは実際に起こったことである。UNGPs のダイナミズムと、ハードローやソフトローの規範、企業（弁護士や法律事務所を含む）の慣行や方針、そして市民社会の擁護活動に変化を生み出すその能力は、繰り返し実証されてきた。

41. UNGPs のダイナミックな性質を考慮すれば、今回の更新は、UNGPs が法律専門家に与える影響に関する物語の終わりではない。変化は続いており、重要な進展は今後も起こるだろう。時間の経過とともに進展するのを待ちたいところだが、弁護士は現在進行形で依頼者に助言し、サービスを提供しなければならない。従って、UNGPs が法律専門家に与える影響を途中経過としてとらえることは有益であり、今回の更新は現時点のスナップショットである。

第9節 主な文献

1. ビジネスと人権に関する国連指導原則（2011年）（UNGPs）
2. 国連 OHCHR 人権尊重についての企業の責任・解釈の手引き（2012年）
3. OECD 多国籍企業行動指針（2011年）
4. 弁護士の役割に関する国際連合基本原則 | OHCHR（1990）

5. 2016年版 IBA ビジネス弁護士向けビジネスと人権に関する実践ガイド (2016)
6. IBA「ビジネス弁護士向けビジネスと人権に関する実践ガイド」参考付属資料(2016)
7. ISO26000-社会的責任 (2010年に初版発行)
8. 国連グローバル・コンパクト
9. 国連グローバル・コンパクト中国ネットワーク
10. 国連ビジネスと人権作業部会
11. 国連指導原則 10周年：UNGPs が裁判所と司法メカニズムに与える影響(2021年)
12. 日本政府の人権デュー・ディリジェンスに関するガイドライン：「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」
13. 責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス (2018年)
14. 責任投資原則 (2020年)
15. 国際労働機関「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」(2017年)
16. 国連総会 A/70/L.1「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2015年)
17. 国連総会決議 A/76/300 (2022年7月28日採択)
18. 説明責任と救済 (APR) プロジェクト報告書
19. 赤道原則
20. UNGP10+ (ビジネスと人権の次の10年に向けたロードマップ)。

執筆者

Chair: Brabant, Stéphane
Andrade Lima Cardozo, Maria Izabel
Carnegie, Sara
Cassel, Douglass
Douvartzidis, Lara
Groulx Diggs, Elise
Lalani, Shaheezah
Maier, Bernhard
Scheltema, Martijn
Sherman, John

文末脚注

1. 国際法曹協会 (2016年) IBA ビジネス弁護士向けビジネスと人権に関する実践ガイド,

- IBA ガイド及び報告書 | International Bar Association (ibanet.org).
2. 国連 OHCHR (2011 年) ビジネスと人権に関する指導原則: 国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために | OHCHR.
 3. 国連総会 (2022 年 7 月 28 日) A/RES/76/300 (undocs.org).
 4. 欧州連合(2022 年) 企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス (europa.eu).
 5. 欧州連合 (2023 年) 企業サステナビリティ報告指令 EUR-Lex - 32022L2464 - EN - EUR-Lex (europa.eu).
 6. Debevoise & Plimpton ビジネスと人権に関する国連指導原則 10 周年:UNGP が裁判所と司法メカニズムに与える影響 full-report.pdf (debevoise.com).
 7. SERAP v. Nigeria: Judgment No. ECW/CCJ/JUD/18/12, 2012 年 12 月 14 日判決.
 8. Vedanta Resources Plc and another v Lungowe and others [2019] UKSC 20; Okpabi and others v Royal Dutch Shell Plc and another [2021] UKSC 3.
 9. Nevsun Resources Ltd. v. Araya [2020] 1 S.C.R. 166.
 10. 米州人権裁判所 The Miskito Divers (Lemoth Morris Et Al.) v Honduras 事件(2021 年 8 月 31 日).
 11. University of Stellenbosch Legal Aid Clinic and Others v Minister of Justice And Correctional Services and Others (16703/14) [2015] ZAWCHC 99; 2015 (5) SA 221 (WCC); [2015] 3 All SA 644 (WCC); (2015) 36 ILJ 2558 (WCC) (2015 年 7 月 8 日).
 12. Oguru, Efanga & Veeniging Milieudefensie v Shell Petroleum NV, Court of Appeal The Hague 200.126.804 (case a) + 200.126.834 (case b) (2021 年 1 月 29 日).
 13. Milieudefensie v Shell (2021 年 6 月 25 日) C/09/571932 / HA ZA 19-379 (英語版); ECLI number: ECLI:NL:RBDHA:2021:5337 (オランダ語版).
 14. 事件番号 2020/32777. 2020 年 10 月 20 日申立通知提出, 南アフリカ高等裁判所, ヨハネスブルグ・ハウテン地区部門, Founding-affidavit-asserved-REDACTED-21.10.2020.pdf (childrenofkabwe. com); ビジネスと人権リソースセンター, アングロ・アメリカン・サウス・アフリカ社に対する集団訴訟 (ザンビアでの鉛中毒に関する) も参照, <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/lawsuitagainst-anglo-american-south-africa-ltd-re-lead-poisoning-zambia/>.
 15. 気候変動訴訟データベース, Asmania et al v Holcim, <http://climatecasechart.com/non-us-case/four-islanders-of-pari-v-holcim/>; 気候変動訴訟データベース, Luciano Lliyua v RWE AG, <https://climatecasechart.com/non-us-case/liuyua-v-rwe-ag/>.
 16. 気候変動訴訟データベース, Friends of the Earth et al v Total (Les Amis de la Terre v Total), <https://climatecasechart.com/non-us-case/friends-of-the-earth-et-al-v-total/>; 注意義務法レーダー, 係属中の事件, <https://vigilance-plan.org/court-cases-under-the-duty-of-vigilance-law/>.
 17. Clearly Gottlieb (2020 年 1 月 29 日) ビジネスと人権に関するハーグ仲裁規則の発表,

<https://www.clearlygottlieb.com/-/media/files/alert-memos-2020/the-launch-of-the-hague-rules-on-business-and-human-rights-arbitration.pdf>.

18. Urbaser v Argentina (2016 年 12 月 8 日) ICSID 事件番号 ARB/07/26; David Aven et al v Costa Rica (2018 年 9 月 18 日) 事件番号 UNCT/15/3.

19. アフリカ仲裁アカデミー— アフリカの法律の未来を探求する.

20. OECD (2023 年) 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

<https://mneguidelines.oecd.org/mneguidelines/>.

21. 国連ビジネスと人権作業部会, 気候変動の文脈における人権の保護促進に関する特別報告者, 安全でクリーンで健康かつ持続可能な環境へのアクセスに関する特別報告者, 有害物質及び廃棄物の環境面での適切な管理及び廃棄の人権への影響に関する特別報告者, 安全な飲料水と衛生に対する人権に関する特別報告者の任務, UN Human Rights Working Group, AL OTH 53/2023, 2023 年 6 月 26 日, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=28094> にて閲覧可能。

22. 2016 年版実践ガイドの第 3 節はビジネスと人権に関する影響の知識が重要な実務分野の例を列挙している。

23. 国連人権高等弁務官事務所「ビジネスと人権に関する指導原則：人権擁護者の尊重を確保するためのガイダンス - 国連ビジネスと人権作業部会報告書」, UN Human Rights Working Group A/HRC/47/39/Add.2: A/HRC/47/39/Add.2: The Guiding Principles on Business and Human Rights: guidance on ensuring respect for human rights defenders - Report of the Working Group on the issue of human rights and transnational corporations and other business enterprises | OHCHR.

24. 詳細は IBA 参考付属資料の 6.3 節参照, document (ibanet.org).

25. Ruggie (2018 年) 「ビジネスと人権に関する国連指導原則の社会的構築」.